

自動車整備士養成施設の指導監督に関する行政評価・監視

< 行政評価・監視結果に基づく所見表示 >

「行政評価・監視」は、**東北管区行政評価局**が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、宮城県内の自動車整備士養成施設において、教育を行わなければならない時間及び養成を受ける者が履修する時間を適切に管理していなかったことが判明したことから、**自動車整備士を養成する施設の適切な管理運営が確保されるよう、所管行政庁における適切な指導監督の実施に資するため、全国で初めて実施した**ものです。

調査結果については、平成17年3月4日(金)、東北運輸局に対して所見表示したものです。

< 本件照会先 >

総務省東北管区行政評価局
第二部第2評価監視官 小野 努
電話:022(262)9249

概 略

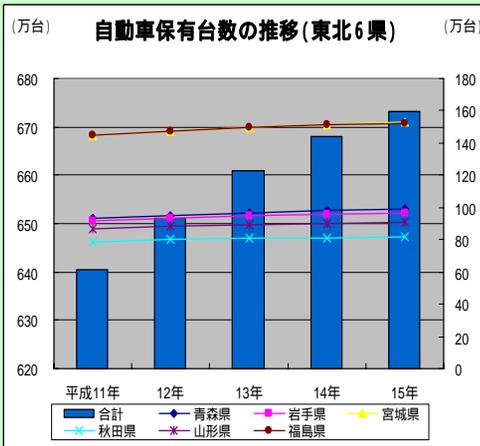
背景

自動車は、地域住民の交通手段、物流の担い手として、地域住民の生活、地域経済活動に必要な不可欠な存在

いったん自動車による交通事故が発生した場合には、多大な被害が生じるおそれがあるとともに、社会に与える影響大 **運行の安全性の確保が極めて重要。自動車の着実な点検整備の実施が要請**

・ 東北6県の自動車保有台数は年々増加。平成15年3月末で**673万台(自動車一台当たりの人口数1.45人(全国平均を0.2人上回る。))**。

・ 東北6県の交通事故の発生件数も年々増加。平成15年の交通事故件数は**58,119件**を記録
平成15年に宮城県内の養成施設において、**履修時間管理が不適切であった実態が判明**



車両一台当たりの人口数(平成15年)

県名	人口数(人)
青森	1.51
岩手	1.46
秋田	1.44
宮城	1.54
山形	1.36
福島	1.39
合計	1.45
全国	1.65



制度・仕組み

自動車整備士技能検定制度
自動車整備の技能向上のため、昭和24年度創設(道路運送車両法(以下「法」という。)第55条第1項)自動車整備士養成施設の指定
国土交通大臣が申請により自動車整備士養成施設を指定(法第55条第3項)

【東北6県の指定養成施設数】

宮城	9	秋田	4
福島	7	山形	6
青森	11(7)	合計	43
岩手	6		

青字は実地調査対象

養成施設の所定の課程を修了した者は、技能検定の実技試験免除(法第55条第3項)

調査の実施

当局及び青森行政評価事務所が宮城、福島及び青森運輸支局管内の23養成施設(全施設数の53%)の管理運営状況等を調査し、次の事項について改善措置を講ずるよう所見表示

所見表示事項

- 1 教育内容等に関する変更届の励行及び的確な審査の実施
- 2 養成施設における業務運営の適正化及び指定基準の遵守の徹底
- 3 立入検査の的確な実施
- 4 入学案内・募集広告の適正化

所見表示先:東北運輸局

所見表示日:平成17年3月4日

所見表示事項1 教育内容等に関する変更届の励行及び的確な審査の実施

制度・仕組み

国土交通大臣は、申請により自動車整備士の養成施設(以下「養成施設」という。)を指定(法第55条第3項)

養成施設は、次の事項に変更があったときは30日以内に地方運輸局長に変更届を届け出ることが必要(自動車整備士技能検定規則(以下「検定規則」という。)第6条の18第4項)

養成施設の名称、所在地、代表者の氏名
養成施設の課程の名称、定員、養成を受けることができる者の資格、養成しようとする整備士の種類、当該課程の修業年限
教育科目、教育時間数等教育の内容
教室、実習場、実習用機械設備、実習用教材等

調査結果

1 運輸局等における養成施設の実態把握が不十分

運輸局及び調査対象3運輸支局(宮城、福島、青森)では、保存期間(指定申請関係文書10年、変更届3年)を経過した文書は廃棄。また、指定時の状況やその後の変更状況を記録する**養成施設に関する台帳も未整備**

2 変更届の励行が不十分

調査対象施設の約6割に当たる**13養成施設(宮城5、福島2、青森6)で20事項(宮城5、福島2、青森13)が変更届が未提出**

(宮城支局管内での主な事例)

実習用教材	平13年から実習用自動車27台、エンジンが3基減少しているが、変更届未提出
教育時間	平2年の変更届提出時の実習時間1,871時間を1,648時間等に変更しているが、変更届未提出

平成11年度以降提出された変更届112事項のうち、約2割に当たる**23事項(宮城12、福島11)が提出期限を過ぎてから提出**。中には、**1年以上経過しているものが5事項みられ、うち3事項(定員、教室、実習場の変更)は、8年以上経過**
平成12年から平成16年にかけて**毎年変更届が遅延しているものがみられた(宮城1事例)**

3 運輸局等における変更届の審査が不十分

平成11年度以降に提出された変更届112事項の記載内容をみると、**記載誤り・記載漏れ等の不備があるものが11事項(宮城6、福島3、青森2)みられたが、運輸局等では、訂正、返付等の措置未実施**。

所見表示要旨

養成施設に関する台帳を整備し、変更状況を適切に記録すること。また、重点審査事項や審査の留意点を盛り込んでチェックリスト等を作成するなどして、変更届の審査を的確に行うこと。

養成施設に対して、どのような場合に変更届が必要となるかについて周知徹底することにより、また、遅延を繰り返す養成施設に対しては、文書により警告する等の措置を講ずることにより、変更届の励行を確保すること。

所見表示事項2 養成施設における業務運営の適正化及び指定基準の遵守の徹底

制度・仕組み

国土交通省は、養成施設の指定等に関する基準を定めている（「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」（平成8年9月4日付自整第157号））

基準は、養成施設の種類、養成課程別に、次の事項等について定めており、養成施設は養成業務を適正に、また、施設・設備を基準に適合するよう管理することが必要。

教育計画（教育科目、学科、実習の教育時間数等）

教材（教材用車両、教材用エンジンの備え付け、数量等）

教室及び実習場（設備、広さ等）

教育を行う者の資格等

調査結果

1 授業欠席者に対する補習やその実施記録管理が適切でないもの（6事例（宮城1、福島2、青森3））

学則施行規則では、所定の履修教育時間を欠席した場合は、速やかにそれを補う授業を受けなければならないと規定しているが、当局が二級自動車整備士養成課程の2学年の学生に対する補習の実施状況を調査したところ、学科の教育科目（自動車検査）を欠席しても補習を全く行っていなかった。（宮城）

2 毎年度定員を大きく上回る学生を入学させているもの（宮城1事例）

調査した平成11年度以降平成16年度まで、毎年度定員を大きく上回る学生を入学させている。このため、入学者数で見ると、各年度とも実習場面積の一人当たりの面積が基準の6.0平方メートルを下回っている。

3 教育・施設運営が適切になされていないもの（3事例（宮城1、福島2））

資格のない者が実習指導員として実習を指導（宮城、当局の指摘後改善）

不足する実習用自動車を必要の都度施設の講師等から借用していたもの（福島）

所見表示要旨

欠課した者に対する補充措置及びその記録管理を適切に行うよう徹底すること。

定員を大きく上回る学生を入学させることにより指定基準を下回ることはないよう適切な施設運営を行うよう徹底すること。

所見表示事項3 立入検査の的確な実施

制度・仕組み

当該行政庁は、必要があると認めるときは、養成施設の業務に関し報告させること及び施設に立ち入り検査を行うことができるとされている(法第100条)

東北運輸局は、各運輸支局に対し立入検査の年間実施数の目途を示すとともに、実施計画及び実施結果を報告するよう指示(「自動車整備士養成施設に対する立入検査等の実施について」(平成2年2月9日付東北整備第90-9号))

【調査対象3運輸支局の立入検査の年間実施数の目途】

青森運輸支局	3施設(指定数11施設)
宮城運輸支局	4施設(同 9施設)
福島運輸支局	3施設(同 7施設)

国土交通省は、平成15年に一部の養成施設において、教育を行わなければならない時間及び養成を受ける者が履修する時間を適切に管理していなかったことが判明したことを受けて、各地方運輸局に対し、管轄区域内のすべての養成施設に対し、早急に、説明会の開催、立入検査又は呼出監査等により指導監督の徹底を図るよう通知

調査結果

1 立入検査の実施が低調

平成11～14年度の立入検査実績をみると、調査対象3運輸支局とも**東北運輸局課長通知に基づく年間実施施設数の目途以下**

平成15～16年度の立入検査実績をみると、**宮城支局では2施設、青森支局では7施設について、いまだ立入検査未実施**

調査対象養成施設の平成11年度以降の立入検査実績をみると、次のような実態がみられた。

-)平成11年度以降の6年間立入検査を実施していないもの(宮城1施設)
-)平成11～15年度の5年間立入検査を実施していないもの(宮城2施設)
-)平成11～14年度の4年間立入検査を実施していないもの(宮城1施設、福島1施設)

2 立入検査調査表に見直しの余地

調査表に履修時間の管理状況に関する検査事項なし **平成15年度に一部の養成施設が養成を受ける者の履修時間管理が適切に管理していなかったことが判明、当局の調査においても養成を受けた者の履修時間管理に関する帳票に不備がみられたが、立入検査において未指摘のものあり(宮城)**

3 改善指摘の効果の確保が不十分

立入検査結果に基づく改善指摘は原則口頭で実施。

所見表示要旨

養成施設に対する立入検査について、東北運輸局課長通知の趣旨に沿って、適時的確に実施すること。
不適切な運営状況が立入検査で調査・確認できるよう立入検査表の設定の見直しを行うことについて検討すること。
立入検査結果に基づく指摘は、原則として書面により行い、指導の効果の浸透を図ること。

所見表示事項4 入学案内・募集広告の適正化

背景・現状

各養成施設では、パンフレット、ホームページ、車内広告等を用いて、自動車整備士養成課程への入学案内・募集広告を積極的に展開

養成施設の入学案内・募集広告についての実態把握はこれまで組織的に行われたことなし

入学案内等の活動については、当省の勧告(専修学校の管理運営等に関する行政監察(昭和62年1月12日))を受け、全国専修学校各種学校総連合会の9ブロックすべてが「専修・各種学校の表示に関する自主規約」(以下「自主規約」という。)を策定しているところ

調査結果

当局が、自主規約を参考にして、調査対象23養成施設における自動車整備士養成課程等にかかる入学案内等の実態を調査した結果、約4割に当たる10施設で、不適切な表示を行っているものが15事例(宮城4事例、福島7事例、青森4事例)がみられた。

- 1 修了者は技能検定の実技試験免除と学科の受験資格が与えられるものであるが、養成課程を修了すれば資格そのものが得られると誤認されるような表記をしているもの(宮城2事例、福島1事例、青森1事例)
(「二輪二級自動車整備士資格はもちろん、その他にもたくさんの資格が本校でとれます。」(宮城)など表示)
- 2 生徒の就職率や技能検定合格率が100%でないにもかかわらず、100%と表記しているもの(青森3事例、福島1事例)
(「前年度の合格率が50%未満であるにもかかわらず、「100%の合格率を毎年度達成しています。」(青森)など表示)
- 3 著しく事実と異なる、又は実際のものより著しく優良であると誤認されるような表記をしているもの(宮城2事例、福島5事例)
(「県内の他の施設に同一養成課程があるにもかかわらず、「県内唯一の養成校」と表記(福島)
実際の技能検定受験率は修了者の約20~30%であるにもかかわらず、「100%合格」と表記(福島)
取得できるのは「資格」(例:二級ジーゼル自動車整備士)であるのに「免許」(例:二級ジーゼル自動車整備士免許)と表記(宮城)

所見表示要旨

養成施設について、自動車整備士養成課程に係る広告活動の適正化について指導すること。